

# 神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正の概要について

## 1 改正の趣旨

建築物の解体作業時等からの石綿の飛散防止対策をより確実にするため、令和3年3月30日に神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」という。）の一部を改正する条例を公布した。

この条例改正に伴い、神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則（以下「規則」という。）についても、所要の改正を行う。

## 2 改正の内容

### (1) 石綿排出等工事における石綿の飛散防止関係

#### ア 吹付け石綿等

条例第2条第16号の規則で定める建築材料は、次に掲げる建築材料とする。

##### (ア) 吹付け石綿

(イ) 石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（(ア)に掲げるものを除く。）

#### イ 石綿排出等作業

条例第2条第17号の規則で定める作業は、次に掲げる作業とする。

(ア) 吹付け石綿等が使用されている建築物等を解体する作業

(イ) 吹付け石綿等が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業

#### ウ 管理体制の整備

条例第52条の規則で定める管理体制は、次のとおりとする。

(ア) 石綿排出等工事の発注者及び元請業者又は自主施工者、石綿排出等作業を実施する事業者並びに条例第52条の3の規定による測定を実施する事業者からなる管理体制を整備すること。

(イ) 石綿排出等作業に係る管理、条例第52条の2の規定による周知、条例第52条の3の規定による測定並びに条例第52条の7第1項の規定による通報及び措置に関する分担及び非常時の連絡に必要な事項を明らかにした管理体制図を作成すること。

#### エ 住民等への周知

条例第52条の2の規則で定める周知は、大気汚染防止法施行規則第16条の4第2号の規定による掲示板の設置を除くほか、説明会の開催、戸別の訪問、印刷物の配布その他の方法により行うものとし、規則で定める周知の事項は、次に掲げる事項とする。

(ア) 石綿排出等工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(イ) 石綿排出等工事の元請業者又は自主施工者の連絡先

(ウ) 石綿排出等工事の場所、予定期間その他の概要

(エ) 吹付け石綿等の種類及び使用箇所

(オ) 石綿排出等作業の種類及び予定期間

(カ) 石綿の飛散を防止するための措置の概要

#### オ 大気中の石綿濃度等の測定

条例第52条の3の規則で定める工事は、大気汚染防止法第18条の20の規定により大気汚染防止法施行規則別表第7の1の項下欄イ及びロに掲げる事項を遵守して作業を行わなければならない工事（同表の6の項下欄イの規定により同表の1の項下欄イ及びロに掲げる事項を遵守して作業を行わなければならない場合を含む。）とし、規則で定める大気中の石綿の濃度等の測定、その結果の記録及び保存は、次に掲げるところ

により行うものとする。

(ア) 大気中の石綿の濃度等の測定は、隔離した場所ごとに、知事が別に定める測定の方法により、次に掲げる時期及び頻度により行うこと。

時期：初めて吹付け石綿等の除去を行う日の除去開始後の速やかな時期

頻度：除去期間において、7日を超えない期間につき1回以上

(イ) (ア)の測定の結果は、測定の日及び時刻、測定時の天候、測定者、測定箇所、測定方法並びに測定時の石綿排出等作業の実施状況（その周囲の状況を含む。）を明らかにして記録し、その記録を3年間保存すること。

カ 石綿排出等工事に係る届出

条例第52条の5の規則で定める届出は、第19号様式により次に掲げる事項について行うものとする（△印の欄の記載については、できる限り図面、表等を用いる。）。

(ア) 石綿排出等工事の発注者又は自主施工者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(イ) 石綿排出等工事の名称

(ウ) 石綿排出等工事の場所

(エ) 石綿排出等作業の実施予定期間

(オ) 管理体制（管理体制図）（△）

(カ) 周知実施予定年月日

(キ) 周知方法

(ク) 周知対象（△）

(ケ) 周知内容（△）

(コ) 測定実施予定年月日

(サ) 測定場所（△）

(シ) 測定をする者の氏名又は名称及び連絡先

(ス) 事前調査結果（△）

(セ) 石綿排出等工事の元請業者又は自主施工者の連絡先

キ 石綿排出等作業の完了の報告

(ア) 条例第52条の6の規則で定める報告は、第20号様式により次に掲げる事項について行うものとする。

○ 石綿排出等工事の発注者又は自主施工者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所

○ 石綿排出等工事の名称

○ 石綿排出等工事の場所

○ 石綿排出等作業の実施期間

○ 石綿排出等工事の元請業者又は自主施工者の連絡先

(イ) (ア)の報告には、次に掲げる書類を添付するものとする。

○ 条例第52条の3の規定により大気中の石綿の濃度等を測定した場合にあっては、当該測定結果

○ 大気汚染防止法第18条の23第1項又は第2項の記録

ク 石綿飛散防止に係る応急措置等報告書

条例第52条の7第2項の規定による報告は、第21号様式により次に掲げる事項について行うものとする。

(ア) 石綿排出等工事の元請業者又は自主施工者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所

- (イ) 石綿排出等工事の名称
- (ウ) 石綿排出等工事の場所
- (エ) 事故原因
- (オ) 事故発生日時
- (カ) 通報日時
- (キ) 通報機関
- (ク) 措置内容
- (ケ) 石綿排出等工事の元請業者又は自主施工者の連絡先

ケ 環境汚染の原因物質及び基準値

規則別表第17の1(1)に大気に係る環境汚染物質として、石綿を加え、基準値を1本/Lと定める。

(2) その他

用語の修正等の所要の改正を行う。

3 施行期日

令和3年10月1日(2(1)カ(ス)については、令和4年4月1日)

ただし、用語の修正等の所要の改正に係る部分については、公布の日から施行する。